

刈谷市緑化推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民有地における緑化の推進を図るため、樹木等の植栽を行う者に対し交付する刈谷市緑化推進補助金(以下「補助金」という。)に関し、刈谷市補助金等交付規則(昭和44年規則第29号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。

(2) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の民有地内において行う次に掲げる事業とする。ただし、国及び愛知県が行う補助制度の対象となる事業を除く。

(1) 生垣設置事業(住宅、店舗、事務所若しくは工場の用に供する土地(以下「住宅等用地」という。)又は駐車場の用に供する土地(以下「駐車場用地」という。)内の道路に面した所に高さ90センチメートル以上の樹木を新たに植栽する事業であって、その延長が3メートル以上で、かつ、植栽延長1メートルにつき2本以上の割合で植栽するものをいう。以下同じ。)

(2) 屋上緑化事業(建築物の屋上等に樹木等を新たに植栽する事業(プランターを使用する場合にあつては、1基当たりの容積が100リットル以上のものを使用するものに限る。)であって、屋上等緑化対象面積(都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号)第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。以下同じ。)が3平方メートル以上であるものをいう。以下同じ。)

(3) 壁面緑化事業(建築物及び工作物の道路に面した壁面に樹木等を新たに植栽する事業であって、屋上等緑化対象面積が3平方メートル以上であるものをいう。以下同じ。)

(4) 駐車場緑化事業（住宅等用地の駐車場又は駐車場用地に保護資材と併せて芝又は地被類を新たに植栽する事業であって、都市緑地法施行規則第9条第2号口の緑化施設の面積の算出方法により算出した面積が、2.5平方メートル以上で、かつ、当該住宅等用地の駐車場又は駐車場用地の面積に対し、20パーセント以上であるものをいう。以下同じ。）

(5) 空地緑化事業（住宅等用地又は駐車場用地に高木（2メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）を1本以上若しくは低木（50センチメートル以上2メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）を3本以上新たに植栽する事業をいう。以下同じ。）

2 刈谷市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年条例第35号）その他の法令等の規定により必要とされる緑化（以下「規制対象緑化」という。）の範囲が定められている場合は、当該範囲の緑化は補助対象事業としない。
（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条各号に掲げる事業を行う者とする。ただし、市が賦課徴収する税金を滞納している者は、補助対象者としない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表に定める区分に従い算定した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額は、生垣設置事業にあつては75,000円、屋上緑化事業にあつては50万円、壁面緑化事業にあつては25万円、駐車場緑化事業及び空地緑化事業にあつては10万円を限度とする。

3 補助金の交付は、第3条各号に掲げる各事業につき1回を限度とする。ただし、他の民有地内において行う事業については、この限りでない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業に着手する前に、緑化推進補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業場所の案内図

(2) 事業の施工内容を表した図面等

(3) 事業に要する経費の見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、緑化推進補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に事業の内容を変更しようとするときは、緑化推進補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 変更後の事業の施工内容を表した図面等

(2) 変更後の事業に要する経費の見積書の写し

(変更の承認)

第9条 市長は、承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、緑化推進補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該承認申請書を提出した者に通知するものとする。

(事業の廃止)

第10条 補助事業者は、事業を廃止しようとするときは、緑化推進補助金事業廃止届（様式第5号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、緑化推進補助金事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

(1) 事業に要した経費の領収書の写し

(2) 事業着手前及び事業完了後の写真

(樹木等の維持管理)

第12条 補助事業者は、事業完了後5年以上当該事業に係る樹木等の維持管理に努めなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
生垣設置事業	樹木の購入及び植栽工事等に要した経費	3分の2	植栽延長1メートル当たり5,000円
屋上緑化事業	樹木等の購入及び植栽工事等に要した経費	3分の2	屋上等緑化対象面積1平方メートル当たり2万円
壁面緑化事業	樹木等の購入及び植栽工事等に要した経費	3分の2	屋上等緑化対象面積1平方メートル当たり1万円
駐車場緑化事業	保護資材及び芝又は地被類の購入並びに植栽工事等に要した経費	3分の2	保護資材と併せて芝又は地被類を新たに植栽した部分の面積1平方メートル当たり1万円
空地緑化事業	樹木の購入及び植栽工事等に要した経費	3分の2	次に掲げる額の合計額 (1) 高木1本当たり5,000円 (2) 低木1本当たり2,000円

備考 補助対象経費には規制対象緑化に要する経費並びに消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる補助

対象者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めることができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
- (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 簡易課税事業者
- (5) 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者